

防衛省



《防衛省》

表 19-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間</li> <li>○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。</li> <li>○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。</li> <li>○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）</li> <li>イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合</li> </ul> </li> <li>○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。</li> <li>○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。</li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。</li> <li>○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。</li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から政策所管課に適時に通知する。</li> <li>○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。</li> </ul>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。</li> <li>○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。</li> </ul>
実施計画の名称	平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 23 年 8 月 10 日策定） 平成 23 年 9 月 30 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間段階の事業評価：8 項目</li> <li>○ 事後の事業評価：7 項目</li> <li>○ 実績評価：2 項目</li> <li>○ 総合評価：2 項目 （総合評価については、平成 24 年 8 月までに評価を終える。）</li> </ul>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 19-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規事業）：2件 〔表19-3-ア〕	事業を実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	2	
				概算要求に反映	2	
	事業評価方式（新規研究開発）：11件 〔表19-3-イ〕	事業を実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	11	
				概算要求に反映	11	
				機構・定員要求に反映	6	
				定員要求に反映	6	
	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表19-3-ウ〕	事業を実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：2件 〔表19-3-エ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	2
					【引き続き推進】	
					概算要求に反映	2
		事業評価方式（中間段階）：8件 〔表19-3-オ〕	今後も引き続き実施することが妥当	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）	3
					【引き続き推進】	
					概算要求に反映	3
			これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	5	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）	5
				【改善・見直し】		
				機構・定員要求に反映	5	
				定員要求に反映	5	
	事業評価方式（事後）：7件 〔表19-3-カ〕	研究開発課題は達成された	7	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	7	
	{総合評価方式：2件} 〔表19-3-キ〕	—	—	—	—	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） { } は、評価実施中のもの（外数）である。

## 表 19-3 防衛省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 2 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 19-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[ 2-2-(1) 装備品等の整備]
1	88式地对艦誘導弾システム（改）
2	次期戦闘機の取得

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 19-4-(1) 参照。

2 評価対象政策名の上の [ ] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 平成 24 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 19-3-イ 研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[ 2-2-(3) 研究開発の推進]
1	火力戦闘車の開発
2	潜水艦用新魚雷の開発
3	F-2の支援戦闘能力向上のための開発
4	将来ミサイル警戒技術に関する研究
5	戦闘機用統合火器管制技術の研究
6	直巻マルチセグメント・ロケットモータの研究
7	対空誘導弾高速化光波ドーム技術の研究
8	CBRN脅威評価システム技術の研究
9	遠隔操縦式小型偵察システムの研究
10	高射機関砲システム構成要素の研究
11	可変深度ソーナーシステムの研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 19-4-(2) 参照。

2 評価対象政策名の上の [ ] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 19-4-(3) 参照。

## 2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日及び 24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表 19-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[2-2-(2) 装備品等の維持]	
1	補給システムの基盤部分の整備（成果重視事業）	引き続き推進
	[2-2-(8) 自衛隊施設の効率的な維持及び整備]	
2	施設整備におけるコスト削減の推進	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 19-4-(4) 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 8 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（中間段階の事業評価）」として公表。

表 19-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（中間段階）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(7) 大規模災害、特殊災害等への対応]	
1	災害時等における関係機関との通信確保に係る連携の強化	改善・見直し
	[1-2-(2) 二国間・多国間防衛協力・交流、共同訓練・演習]	
2	アジア太平洋地域における多国間防衛協力の促進	改善・見直し
	[2-1-(2) 人材の確保・人事施策の見直しを含む人事制度改革]	
3	予備自衛官等制度における信頼性の向上（大規模・特殊災害等に対応するための基盤強化及び予備自衛官室の新設）	改善・見直し
	[2-1-(3) 衛生機能の強化]	
4	メンタルヘルスケア対策の強化	改善・見直し
	[2-2-(1) 装備品等の整備]	
5	哨戒ヘリコプター SH-60K	引き続き推進
6	戦闘機（F-15）近代化改修	引き続き推進
	[2-2-(2) 装備品等の維持]	
7	海外納入における燃料調達の見直し	引き続き推進
	[2-2-(3) 研究開発の推進]	
8	技術情報の収集・分析体制の強化	改善・見直し

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 19-4-(5) 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 7 項目について評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 30 日に「平成 23 年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表 19-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
	〔2-2-(3) 研究開発の推進〕
1	新艦対艦誘導弾用複合シーカの研究
2	将来光波センサシステム構成要素技術の研究
3	スマートRFセンサの研究
4	スマート・スキンの機体構造の研究
5	高運動ステルス機技術のシステム・インテグレーションの研究
6	早期警戒滞空型レーダ技術の研究
7	次世代潜水艦AIPシステムの研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/56697.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)) の表 19-4-(6) 参照。  
 2 評価対象政策名の上の〔〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

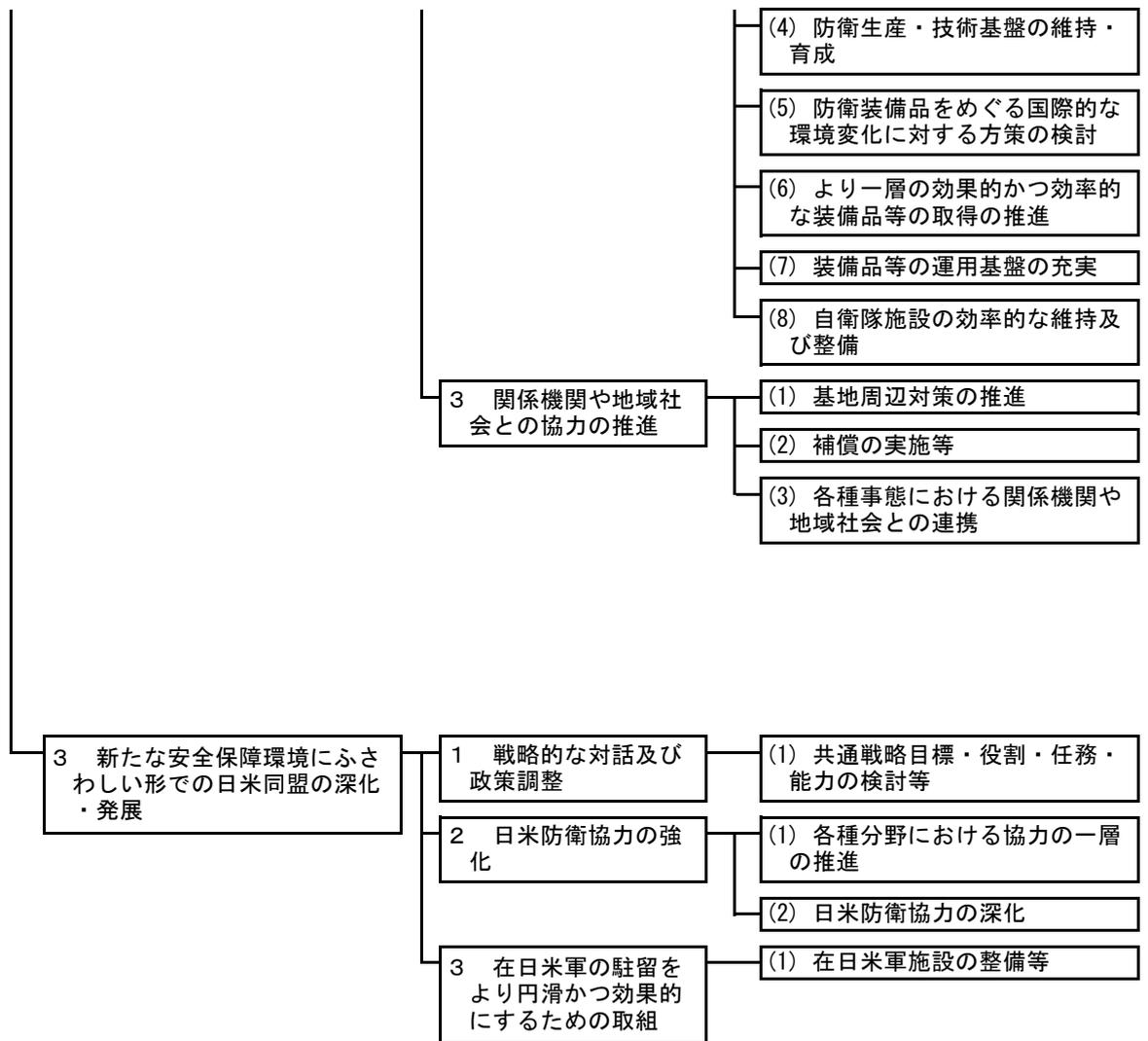
(4) 総合評価方式を用いて、「平成 23 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 2 項目について評価を実施中（平成 24 年 8 月公表予定）。

表 19-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策
	〔1-1-(7) 大規模災害、特殊災害等への対応、1-4-(1) 統合の強化、3-2-(1) 各種分野における協力の一層の推進〕
1	東日本大震災への対応
	〔1-2-(2) 二国間・多国間防衛協力・交流、共同訓練・演習、1-2-(3) 人道支援・災害救援・能力構築支援等の非伝統的安全保障分野における協力、1-3-(1) 国際平和協力活動への積極的な取組、1-3-(4) 軍備管理・軍縮分野への協力〕
2	国際社会における多層的な安全保障協力の推進

(注) 評価対象政策名の上の〔〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。





(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2012/taiou.pdf>)参照

